

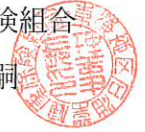
公 告 第 8 3 0 号

令和 4 年 2 月 1 8 日

被保険者 各位

東海地区石油業健康保険組合

理事長 山本 浩嗣



令和 4 年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

健康保険法第 4 7 条第 2 項（任意継続被保険者の標準報酬月額）の規定により当健康保険組合の令和 3 年 9 月 3 0 日現在における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（平均標準報酬月額）及び令和 4 年度の標準報酬月額は下記のとおりであることを公告します。

記

- | | |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 1. 令和 3 年 9 月 3 0 日現在の平均標準報酬月額 | 3 4 1, 2 9 1 円 |
| 2. 令和 4 年度における標準報酬月額 | 3 4 0, 0 0 0 円 |
| 3. 適用期間 | 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで |

以上